

リース会計基準の開発、着手へ

ASBJ

去る3月22日、企業会計基準委員会は第405回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

基準諮問会議新規テーマ提言

基準諮問会議から、次の新規テーマの提言が行われた。

- ① 財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規程の作成
- ② 金利指標改革に起因する会計上の問題（LIBOR）

今後、これらのテーマについて、検討が行われる予定。

リース会計

前回（2019年4月1日号（No.1541）情報フラッシュ参照）に引き続き、リース会計基準の開発の着手について議論がされた。

前回同様、「すべてのリースについて資産および負債を認識する会計基準の開発に着手」することが事務局から提案され、開発に着手する際に審議すべき事項について、次のように論点

がまとめられた。

- ① 費用配分のあり方
- ② 仮にIFRS16号「リース」の整合性を図る場合その整合性の程度
- ③ サービスに関してリースの対象とする取引の範囲
- ④ 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策
- ⑤ 重要性に関する定め
- ⑥ 連結財務諸表と単体財務諸表の関係

委員からは、これらの論点を慎重に審議する前提で、事務局案を支持する意見が相次いだ。開発に着手することにつき、委員の同意が得られた。

また、委員から「現行のリース基準を改正するのがいいのでは、「リース取引は多様であり、すべて一緒にオンバランスするのが本当に有用なのか検討してほしい」などの意見が聞かれた。

実務対応報告18号の見直し

第403回親委員会（2019年3月10日号（No.1539）情報フラッシュ参

照）で議論された、IFRS16号「リース」等を実務対応報告18号の修正事項としないとする見直しの公開草案について、審議が行われた。

出席委員全員の賛成により、公表議決された（2019年3月25日公表。コメント期限は5月27日まで）。

ASR取引に関する会計処理

2014年12月に新規テーマ提言され、2016年2月以降審議が中断されていた、一括取得型による自社株式取得取引

収益認識の開示、検討スタート

ASBJ、収益認識専門委

去る3月19日、企業会計基準委員会は第94回収益認識専門委員会を開催した。

昨年3月に公表された収益認識会計基準で、ペンディングになっていた開示等に関する事項を再確認し、海外の開示例をみながら意見交換が行われた。

開示例の分析

米国会計基準トピック606「顧客との契約から生じる収益」を適用している次の企業の開示例が示された。

（ASR取引）に関する会計処理について、審議された。

事務局から、各取引ごとの会計処理、全体を1つの取引とみなす会計処理、どちらにも会計上の長所・短所があり、IFRSとの整合性や会社法上の課題と考え合わせると、現時点では本スキームについては会計処理を確定することは難しいとして、開発中のテーマから除外するかどうかの提案がなされた。委員からは、反対意見はなく、除外することが了承された。

- ・マイクロソフト
- ・アマゾン
- ・ファイザー
- ・ボーイング
- ・ダウ・デュボン

これらの開示例をみて、専門

委員から、「残存履行義務の記載など、あつさりしているものがあるのが意外」との意見に、事務局から「重要性の判断を行っているのではないか」と回答があった。

また、「アメリカには、有報の記載例のようなひな型はあるのか」という質問があり、事務局からは「オフィシャルなひな型はない」という回答があった。

今後の議論

今後の議論の進め方について、フリーで意見が出された。専門委員からは、「日本固有の四半期や連結と単体の関係といったテーマのスコープは慎重に議論してほしい」、「重要性に関しては閾値を作るような検討をするのか。重要性で判断できない場合は代替的な取扱いを設けることも必要では」、「利用者としては、収益に関する開示をしっかりとってもらうと、ビジネスモデルへの理解が進む」といった意見が出された。

また、複数の専門委員から、「議論のスケジュールとしてはできるだけ早く決定してほしい。システムの開発など準備に時間がかかる」という意見が出され、「日程の目標は未定」との回答があった。引き続き検討を行っていく予定。

見積りの不確実性の程度の判断 基準等について検討

—ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る3月25日、企業会計基準

委員会は第22回ディスクロージャー専門委員会を開催した。

見積りの不確実性の発生要因

(1) 論点3：見積りの不確実性の程度の判断

3-2 見積りの不確実性の程度の判断基準について基準にどう記述するか

事務局は、「不確実性の程度が高い会計上の見積りの定義のみをもって見積りの不確実性の判断基準とし、見積りの開示を明瞭に行うためにも比較的少数の見積り項目を識別するように留意する必要がある」といった内容を、会計基準の結論の背景に記述すること」を提案した。

(2) 論点4：注記事項

4-1 見積りの開示としてどのような情報を注記することを企業に求めるのか

事務局は、「①識別した会計上の見積りの項目、②会計上の見積りの内容、③合理的な見積金額、④将来の財務諸表に及ぼす

影響」を注記することを提案した。

4-3 見積りの開示は、定量的情報または定性的情報、あるいはその組み合わせのうち、どのような場合にどの方法で行うことが適切か

事務局は、前記の③合理的な見積金額は「定量的情報」により注記し、その他は「定量的情報または定性的情報（あるいはその両方）」を用いて注記することを提案した。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

(1) 論点1：開示目的

1-1 開示目的を基準に記述するか

事務局は「財務諸表利用者にとって不可欠な情報が提供されるようにすることを目的として記述すること」を提案した。

(2) 論点2：開示すべき会計方針

「会計処理の対象となる会計事象等に関連する会計基準等の定

会計・監査 カラムの要

内部統制の有効性とは

公認会計士
手塚 仙夫

「内部統制」という言葉は、最近ではよく聞く言葉である。私が内部統制という言葉を最初に目にしたのは、今から50年ほど前に公認会計士試験の勉強を始めたころである。特に会計監査の分野での重要なキーワードとして関心を持たされたことを記憶している。

「内部統制」という言葉は、最近ではよく聞く言葉である。私が内部統制という言葉の構築が取締役に義務づけられるようになった。今や内部統制という概念は、経営全般に対するガバナンスという位置づけとして定着してきている。

その時は監査の一環としての印象が強く、監査の手法として精査が実務上困難になってきたので、精査の代わりに試査によるざるを得ず、そのために内部統制が前提となるという監査のためのインフラのように理解していた。その後、内部統制は財務諸表を作成する企業側の問題であるということに次第に理解するようになった。

では、そもそも内部統制とはどんなものであろうか。内部統制は企業側の問題であることは前述した。また、不正会計の発見・防止に効果があることも触れた。この2つのポイントをまとめると、組織体のなかで発生する不正を発見・防止する手立てを内部統制ということができ

内部統制がクローズアップされてきたのは、財務諸表の虚偽表示につながる大型の不正会計事象が発覚するようになってからである。不正会計の発見・防止のための方法として内部統制の必要性が注目されるようになってきた。

最近では、会計の分野だけではなく、いろいろな検査データの改竄等の不正に関するニュースを頻繁に目にするようになったが、その都度思うことは、これらの問題に関する内部統制はどうなっているのかということである。

具体的には、金融商品取引法（旧証券取引法）のなかで内部統制に関するいろいろなルール化が進められてきた。会社法（旧

この辺で、内部統制の有効性について少し考えてみたい。内部統制の簡単な具体例をいくつか挙げてみる。

① 売上取引について、不正を防止するために、物を扱う担当

者や帳簿に記帳する担当者を分ける。② 仕入れの発注は必ず権限者の事前承認が必要である。③ 諸データの見積りは、第三者によりその合理性についてチェックを受ける。このような内部統制が間違いないか、かつ適切に実施されていれば不正は発生しないはずである。

めが明らかでない場合」とは、
どのような場合であるのか

事務局は、「会計処理の対象
となる会計事象等に関連する会

会計

4月ASAF会議の発言案、検討

ASAF対応専門委

去る3月20日、企業会計基準
委員会は第82回ASAF対応専
門委員会を開催した。

今回、4月開催のASAF会
議における発言案が示された。

IAS37号の見直し

ASAFメンバーへの質問事
項(2019年4月1日号(No.
1541)情報フラッシュ参照)
に対する発言案は、次のとおり
である。

- ・引当金の測定に含まれるコス
トの範囲が不明確であること
による問題点を分析したうえ
で、プロジェクトの範囲に含
めるべきか決めるべき。
- ・不利な契約に関する論点は、
現在公開草案で検討されてい
るコストの範囲と同時に、経
済的便益の範囲や会計単位の
議論を行わなければ、不利な
契約かどうかの判断を行うの
は困難である。引当金にかか

計基準等の定めが明らかでない
場合も、重要性があるときには、
企業が採用した会計処理の原則
および手続の概要を注記するこ
と」を提案した。

包括的なプロジェクトか、
不利な契約に関するプロジェ
クトにおいて検討するべき。

共通支配下の企業結合 (BCUCC)

IASBスタッフは次の結論
を示しており、これに同意す
るかどうか質問されている。

- ① IPOに備えて行われるB
CUCCについて、簿価引継
法が将来の株式投資家に対し
て有用な情報を提供する。
② 債務を返済し調達する企業
の能力についてのクレジット
アナリスト等による分析の結
果は、BCUCCを会計処理
するために、現在簿価アプロー
チまたは簿価引継法が適用さ
れるかにより大きくは左右さ
れない。
- ③ 移転先企業の非支配株主に
影響を与えるBCUCCと、

融資者および他の債務者に影
響を与えるBCUCCに、異
なるアプローチを追求する。

ASBJ事務局は③について、
「非支配株主が存在することだ
けを理由に会計処理が異なるべ
きではない」との考えを示した。
的を絞った基準レベルの開示

利用者がIAS19号とIF
RS13号の開示項目を提案し
ており、意見が求められてい
る(2019年4月1日号(No.
1541)情報フラッシュ参
照)。ASBJ事務局は次の発
言案を示した。

国際会計

非財務情報の開示要求の現代化・ 単純化の改訂、公表—SEC

去る3月20日、SEC(米国
証券取引委員会)は、非財務情
報を規定しているレギュレー
ションS-Kの特定の開示要求
を現代化し、単純化するために、
レギュレーションS-Kおよび
関連する規則と様式の改訂を公
表した。

改訂の内容

この改訂は、公開企業などの
SEC登録者の費用と負担を軽
減し、投資家による重要な情報へ

- ・開示目的から開示要求までの
全部を利用者のニーズを基礎
として基準開発を行う場合、
利用者が望むものを作成者が
開示できるものではないもの
に選り分けるだけの作業と
なる。開示目的の開発プロセ
スと開示要求の開発プロセス
を分けるべき。

- ・会計基準が定めるのは企業が
提供すべき最低限の情報であ
るといふ考え方に基づけば、
利用者にとって「あればいい
もの」については考慮すべき
でない。

大部分の添付書類から秘密情
報を省くことを認める変更と
過年度の記述での柔軟性を認
めるMD&Aでの変更を含む

- ② 開示要求に示されているリ
スク要因の例示を削除し、重
要性の閾値を強調するために
資産の記述要求を改訂するこ
とにより、SECの開示フレ
ムワークをアップデートする、
合理化する、または改善する
ための規則または様式の改訂

- ③ 登録文書での確約のための
特定の要求を削除することに
より、その適用時または最後
の改訂時からの開発を説明す
る規定のアップデート
- ④ 「特定の登録文書の最初の
ページの項目への情報のタグ
づけ」と「参照によって組み
込まれ、EDGARで利用可
能となる情報のためのハイ
パーリンクの使用」を要求す
ることにより、情報へのアフ
セスを改善するためのテクノ
ロジーの導入

適用口等

改訂は官報掲載日から30日後
に適用される。ただし、前記①
の秘密情報の省略に関連する改
訂は官報掲載日から適用され
る。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年3月19日	「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」の公表について	金融庁	「記述情報」について、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方をまとめたもの。同時に、投資家・アナリストから収集した望ましい開示に関する意見や実例をまとめた「好事例集」が公表された。 https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319.html	—
2019年3月19日	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(平成31年度)	金融庁	有報の作成・提出に際しての留意すべき事項を示したものの。また、平成31年3月期以降の重点テーマとして、関連当事者に関する開示、SO等に関する会計処理・開示等が掲げられている。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190319.html	—

米長短金利の逆転と世界的な金利低下

金融

世界的に長期金利の低下が進んでいる。欧米の中央銀行が、これまでの金融引締め方向への政策転換を中断し、逆に再び一部緩和方向への動きを強めていることが大きな要因だ。

具体的には欧州中央銀行（ECB）が3月7日、貸出条件付き長期資金供給オペ（TLTRO3）を開始すると発表した。

貸出条件付き長期資金供給オペ（TLTRO）とは、ユーロ圏の銀行による融資を促進するために実施されたオペで、これまで2014年と、一部条件を変えて2016年と2017年に実施された。今回さらに条件を変えて2019年9月から2021年3月まで、期間2年のユーロ圏の銀行向けの資金供給でTLTRO3となる。

また米FRBも、3月20日の連邦公開市場委員会（FOMC）において、2019年中は利上げを実施しないことと9月末で資産縮小を終了することを決めた。これまでも利上げや保有資産の縮小など引締め方向への動

きを緩和してきたが、今回はさらに明確に示した。

こうした中央銀行の政策に影響を及ぼしているのが世界経済の現状で、パウエルFRB議長が見て述べたように、欧州経済の景気減速が最も顕著で、次いで中国の景気減速の影響も大きい。こうした景気減速は長期金利の低下に影響を及ぼし、米10年物国債利回り代表されるアメリカの長期金利は3月21日に2.41%まで低下し、米財務省証券3カ月物の2.45%

3月20日、米FRBはFOMCで、今年は利上げをしない、9月までにFRBの資産縮小を終える、と正式に決定した。1カ月位前からある程度予想されてきたため、株価への影響はそれほど大きくはなかったが、アメリカだけでなく世界の株式市場にとって久々の朗報である。FRBが決断したのは米景気

を下回った。

こうした長短金利の逆転現象がみられたのは2007年以来で、これまでも景気減速の際にみられた。日本も10年物国債利回りがマイナス0.065%と、2016年以降の低水準となり、同様の金利低下局面となっている。

市場関係者の一部からは日銀の追加金融緩和観測も出ているが、欧米の中央銀行と異なり、マイナス金利政策も中長期国債の買入れも政策を出し尽くして、むしろイールドカーブ・コントロールで修正をかけてきた経緯があるだけに、日銀は慎重にならざるを得ないだろう。

に下落した。これまでアメリカの後追いで利上げスタンスを明確にしてきたEUの長期金利は低下し、今後の金利政策がどうなるか注目される。また、途上国の多くは米金利に引かれて通貨が流出し、通貨下落に悩んできたが、それに歯止めがかかる兆しが現れてきた。

日本の長期金利（国債利回り）も低下し、マイナス金利が進行した。ただ、今後の展開となると、日本市場は他地域・他国とは少し様相が異なる。日本はFRBの今回の決定以前から世界では突出した低金利にあるため、世界的な金利低下に同調する余地に乏しい。そのため、米金利が低下すれば、日米金利差縮小から円高に見舞われる懸念がある。日本は円高になれば、ただちに輸出・海外依存度の高い企業の収益悪化につながる。

米FRBの政策転換の波紋

証券

後退の兆しが広がってきたことを認め、それに先手を打つたのである。3年越しに景気過熱インフレ加速を警戒して、利上げ姿勢を続けてきたが、今や警戒すべきは正反対の事態であることを認識したのである。

FRBの決定を受けてアメリカを始め世界各国の債券市場は大きく反応し、長期金利は一斉

アメリカの景気後退が統計数字で確認されるのは、これから本番である。米市場から温かい風が吹いてくれば、世界各国と同様に日本も恩恵を受けることはもちろんだが、もし円高を伴うものであれば、日本市場だけが取り残される可能性がある。